

○西条市議会傍聴規則

平成16年11月16日

議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(平29議会規則2・一部改正)

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、指定の入口で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 学生、生徒その他の者が団体を傍聴しようとする場合は、その代表者又は責任者が前項に規定する事項及び傍聴しようとする日時並びに人員をあらかじめ議長に届け出、当日傍聴人受付簿に記入しなければならない。この場合において、議長が必要と認めるときは、その数を制限することができる。

3 報道関係者は、前2項の規定にかかわらず、あらかじめその社名及び氏名を届け出て議長の許可を得た者が傍聴することができる。

(令7議会規則1・一部改正)

(傍聴人の定員)

第4条 一般席の傍聴人の定員は、37人（うち車いす使用席3人）とする。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

(平29議会規則2・令7議会規則1・一部改正)

(傍聴券)

第5条 議長が必要と認めるときは、傍聴券を所定の場所で先着順により発行することができる。

(令7議会規則1・一部改正)

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(平 2 9 議会規則 2 ・ 一部改正)

(傍聴席に入ることができない者)

第 7 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第 1 号及び第 2 号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、引率者若しくは保護者とともにある者又は議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(令 7 議会規則 1 ・ 一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して批評を加え、拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話その他の情報通信機器は、着信音等を発しない措置をとること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(平 2 9 議会規則 2 ・ 令 7 議会規則 1 ・ 一部改正)

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第 9 条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(令7 議会規則1・一部改正)

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(令7 議会規則1・一部改正)

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場義務)

第12条 秘密会の議決があったとき、又は会議が終了したときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。

(令7 議会規則1・一部改正)

(議長の処置)

第13条 この規則に規定しない事項でも、議長が必要と認めるときは、傍聴人に関し適宜の処置をとることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月27日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年6月25日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。